

監 査 報 告 書

令和7年5月9日

学校法人 東北工業大学

理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 東北工業大学

監 事 上杉 直 
監 事 鈴木 反隆 
監 事 北島 博 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人東北工業大学寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人東北工業大学の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における学校法人の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席するほか、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき監査を行っている会計監査人から監査の実施状況について説明を受け、これらを検討するなどして、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。